令和８年度

道路占用物件調査等業務

実　　施　　要　　領

北海道開発局建設部建設行政課

道路占用物件調査等業務　実施要領

第１条（総則）

本要領は、受注者が、道路占用物件調査等業務特記仕様書（以下「業務仕様書」という。）に基づいて実施する業務について、その内容、手段、方法を定めるものである。

第２条（業務の流れ）

道路占用物件調査等業務は、基本的に別紙「道路占用物件調査等業務フロー」に沿って行うものとする。

第３条（事前調査及びＰＲ業務）

１．受注者は、あらかじめ業務対象区間の事前調査を行い、土地建物の状況、物件の概要を把握し、必要な作業計画を立てること。

２．受注者は、業務対象区間においてＰＲ業務として別に供与する別紙（広報資料）を、あらかじめ戸別配付すること。

なお、広報資料については、業務対象区間の現地状況等を踏まえ、監督職員との協議によって、標準例に加筆・修正すること及び標準例以外の広報資料の使用を妨げない。

３．広報資料を配付した状況については、広報資料配付報告書（様式１）を作成して、監督職員に提出すること。

第４条（作業説明）

１．受注者は、現地において写真撮影、物件の長さや高さ計測等必要な作業を行う場合には、あらかじめ当該物件の所有者又は管理責任者に対して別紙「道路占用物件調査のご協力について」を配布して作業説明を行い、原則として所有者又は管理責任者の了解を得てから作業を行うこと。

２．所有者又は管理責任者が、遠隔地にあって訪問が困難であるときは、前項の「道路占用物件調査のご協力について」を郵送の上、電話にて作業了解を得ること。

３．作業了解を得られないものについては、監督職員に報告し、その指示によること。

第５条（物件調査）

１．業務対象区間の道路敷地内に存する、業務仕様書第５条に定める物件について、次の事項を

調査する。

（１）物件の所在地

（２）物件の所有者又は管理責任者の住所氏名及び電話番号

（３）物件の面積（表示面積を含む）及び表示内容

（４）物件の構造及び寸法

（５）官民境界からの距離、出幅、地面からの高さ

（６）道路占用の確認時期

（７）その他

２．物件調査を行ったときは、道路占用物件等現地調査報告書（様式２）、道路占用物件現地調査報告書・集計表（様式２－１）及び道路占用物件調査分類表（様式２－２）を作成し、監督職員に提出すること。

第６条（写真撮影）

１．前条の調査により確認した物件（以下「調査対象物件」という。）について、全体及び表示内容のわかる方向（２方向）から写真撮影を行うこと。

２．調査対象物件について、写真の１枚は、占用物件個別台帳（様式３）及び不法占用物件台帳（様式３の２）に貼付し、他の方向から撮影し１枚については、図面番号、物件番号順に写真帳に貼付すること。

３．本業務の期間中に撤去又は改善された物件があるときは、撤去後又は改善後の状況を撮影し、写真帳の該当番号箇所に適正化前の写真と並べて貼付すること。

４．日常的に設置され移動可能な物件について、２回目以降対応を行った場合は、その状況を撮影し、写真帳の該当番号箇所に１回目の写真と並べて貼付すること。

第７条（物件と道路敷地境界の位置関係調査）

１．物件調査においては、該当物件の一部又は全部が道路敷地内に存するか確認するため、道路敷地境界標に基づいて官民境界を調査すること。

２．該当物件と道路敷地の位置関係を調査する際は、必要に応じＴＳ等適切な測量機械を用いて測定すること。

３．道路敷地境界標が滅失している等、境界が不明な場合は、監督職員にその旨と現地の状況を報告すること。

第８条（占用物件個別台帳等の作成）

１．受注者は、業務仕様書第９条で指定する図書以外に物件調査、占用物件個別台帳及び不法占用物件台帳の作成に必要な資料を借受ける際は、監督職員に申し出ること。

２．受注者は、第５条の調査結果及び占用許可資料に基づいて、以下を作成すること。

（１）占用物件、不法占用物件位置図

（２）占用物件個別台帳（様式３）と該当物件の付図（別図例による。）

（３）不法占用物件台帳（様式３の２）と該当物件の付図（別図例による。）

（４）占用物件個人別調書（様式４）及び不法占用物件調書（様式４の２）

３．占用物件個別台帳、不法占用物件台帳及び付図は、物件１個毎に作成すること。また、当該台帳には占用状況、占用物件の全体や看板の記載内容等、詳細がわかる写真を添付すること。

第９条（台帳の措置別分類）

１．受注者は、監督職員と打合せの上、占用物件個別台帳及び不法占用物件台帳を次の区分に分類するものとする。

（１）　占用物件個別台帳

ア　既許可物件（許可と現地状況が一致）

イ　既許可物件（許可と現地状況が不一致）

（２）　不法占用物件台帳

ア　無許可であり、道路占用許可が可能な物件

イ　無許可であり、撤去（許可することは不可）若しくは許可の要件を満たすよう是正が必要な物件

ウ　イのうち、日常的に設置されており移動可能な物件

２．既許可物件のうち、許可と現地状況が不一致とは、占用面積が許可と異なる、規格寸法等が許可と異なり、許可を受けて設置した物件が後に取り替えられていると認められる等の状況をいうものとする。

３．第１項により分類した結果については、調査物件措置分類報告書（様式５）に記入して報告すること。

第１０条（戸別説明）

１．第９条で行った分類により、監督職員と打合せのうえ、以下を作成することとし、受注者が

あらかじめ必要事項を書き入れておくものとする。

（２）～（５）については、原則、第１１条の現地確認終了後、該当分を監督職員に提出するものとするが、戸別説明後に速やかに道路占用許可申請の問い合わせ等があった場合は、道路占用許可申請及び許可を円滑に行えるよう、監督職員と密に連携し対応すること。

なお、道路占用許可申請書は、開発局のホームページからダウンロードし、受注者において必要部数を用意すること。

（申請書掲示ＵＲＬ）

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kengyou/u23dsn00000018eq.html

また、住所、氏名については、申請者が記載するため空欄で差し支えない。

（１）戸別説明を必要とする物件について、「物件調査結果について」（様式６）

（２）許可可能物件に対しては、道路占用指導書（様式７又は８）及び道路占用許可申請書（付図を添付）。

（３）占用許可の変更を要する物件に対しては、物件調査結果説明指導書（様式９）及び変更許可申請書。

（４）廃止済み物件に対しては、廃止届。

（５）要撤去・要改善物件に対しては、撤去・改善指導書（様式１０）。

２．受注者は、前条第１項１号イから第２号イまでの物件について、その所有者又は管理責任者に対する戸別説明計画（区間、期間、説明者、班体制、資料、説明方法）を作成し、監督職員の承認を得ること。

３．戸別説明の際は、物件調査の結果を元に、道路法第３２条の許可（変更含む）が必要、第３３条に定める設置基準に適合していない、許可されている占用面積と実際の占用面積が異なることで第３９条の道路占用料が変更される等、個々の現況により作成した「物件調査結果について」（様式６）を配布し、現況と必要な手続きについて説明を行うこと。

相手方から依頼があった場合等も含め、監督職員と調整の上２回目の　戸別説明を行う場合は、「物件調査結果について（第２回）」（様式６－２）」を配布し、上記の説明をより丁寧に行うこと。

４．戸別説明後、戸別説明記録簿（様式１１）を作成し　説明内容、相手方とのやり取り等詳細を監督職員に報告するとともに、説明月日、方法、結果、相手方担当者名について、その都度占用物件個別台帳及び不法占用物件台帳に記入すること。

５．戸別説明を行う場合には、必ず２名以上で実施すること。

６．占用物件の所有者又は管理責任者が遠隔地に所在するため戸別説明が困難な場合や、個別の事情から面談が困難な場合には、電話にて説明を行うこと。当該電話説明を行った場合にも第５

項を適用する。

7．発注者が個別指導を行う際には、受注者は補助者として随行することとし、必要に応じて物件調査結果の説明を行うこととする。また、随行時の対応状況を記録し、物件毎に個別指導記録簿（様式１２）を作成して監督職員に提出するとともに、その内容を占用物件個別台帳及び不法占用物件台帳に記入すること。

8．戸別説明をした後に改善及び是正された物件については、第５条第１項の調査を再度行うこと。

第１１条（現地確認等）

1．受注者は、戸別説明の後、第５条の調査を行った現地を再度調査し、次の事項を確認すること。また、監督職員と連絡を密にし、受注者自ら指導を行った箇所も同様に確認すること。

（１）新たな道路占用物件の有無

（２）指導により撤去された物件の有無と原状回復の状況

（３）指導により改善された物件

2．前項の現地確認を行ったときは、その都度現地確認報告書（様式１３）を作成し、監督職員に提出すること。

第１２条（占用物件個別台帳等追記補正）

戸別説明を実施した、現地確認を行って撤去又は敷地境界の越境の状況に変化があった、あるいは道路占用許可申請がなされ審査中、許可されたときは、その都度道路占用物件個別台帳、不法占用台帳、占用物件個人別調書、不法占用物件調書及び位置図に追記または修正を行うこと。

第１３条（占用物件個別調書（未了分）等の作成）

1．本業務における最終の現地確認となる物件について適正化が未了の場合、別途、占用物件個別調書（未了分・様式４を使用）及び不法占用物件調書（未了分・様式４の２を使用）を作成し、監督職員に提出すること。また、撤去した物件については、別途、占用物件個別調書（撤去分）及び不法占用物件調書（撤去分）を作成し、監督職員に提出すること。

2．占用物件・不法占用物件位置図については、第１２条による追記修正を経て、適正化後の物件の占用状態を示す占用物件・不法占用物件位置図（適正化後）を作成し、監督職員に提出すること。

3．最後の現地確認後の不法占用物件についても、道路占用物件調査分類表（様式２－２）を作

成すること。

第１４条（業務打ち合わせ）

１．本業務実施期間中の打ち合わせは、次の時期及び内容について行うものとする。

（１）業務着手時打ち合わせ（契約後速やかに工程、物件調査の方法、広報資料の配布方法等の打ち合わせを行い占用許可書等必要資料の供与貸し出しを受ける。）

（２）道路法、道路法施行令、北海道開発局道路占用事務取扱手続等の法令・通達等の理解を目的とした講習会。（発注者が必要と判断した際に開催する。）

（３）物件調査後の台帳分類等の打ち合わせ。

（４）戸別説明後の打ち合わせ。

（５）申請許可状況確認のための打ち合わせ。

（６）成果品提出時の打ち合わせ。

第１５条（関係機関等との打ち合わせ）

発注者が、物件調査の結果を受けて道路管理者、警察、屋外広告物管理者、広告物関係業者団体等を含む関係機関等との会議又は打合せが必要と判断した場合には、受注者は補助者として開催の準備及び実施調整を図るものとする。

第１６条（打ち合わせメモ）

第１５条に定める会議等においては、必ず記録をとり、「打ち合わせメモ」を作成し、監督職員へ提出すること。

第１７条（完了報告）

受託者は、全ての業務が完了したときは、道路占用物件調査等業務完了報告書（様式１４）を作成し、監督職員に提出すること。

第１８条（成果品の提出）

本業務による成果品については、各資料を電子化し、電子データを電子媒体（ＣＤ－Ｒ）で、監督職員に提出すること。

道路占用物件調査等業務フロー（標準案）

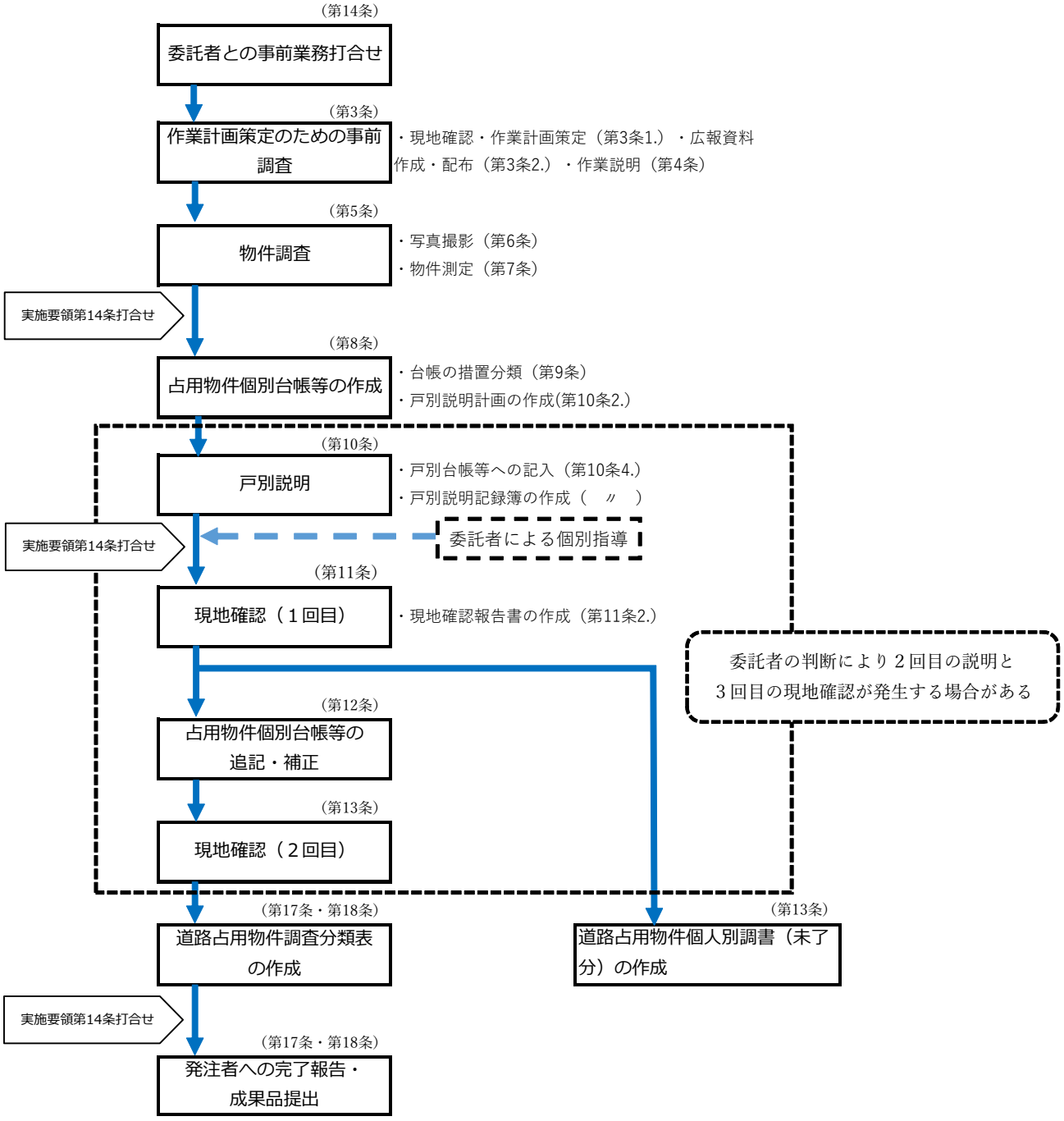

※１　本フロー図は標準例を示したものであり、各委託者において実施要領に定める範囲内で修正することは妨げない。

※２　実施要領第14条に定める業務打合せは、本フロー図に記すものの外、第14条1.（２）及び（３）に定める場合に適宜行うこととする。

（　表　）

（　例　）

道路占用物件調査へのご協力について

道路は、人や自動車などが自由に行き来するために設けられています。したがって、特に歩道上に商品や荷物あるいは看板等が置かれていると歩行者や自転車の通行の支障となり、足の不自由な方が安全に歩行できないことがあったり、それらの物件が原因で事故が発生することもあります。

国土交通省においては、昭和６３年度から「快適で安全な道路」を目指して、道路占用適正化事業を実施してきております。

北海道開発局においても、平成元年度から同事業を北海道内各箇所で実施し、道路の正しい利用をＰＲするとともに、道路上に設置されているそれらの物件の是正に努めてまいりました。

本年度においては、下記のとおり、○○○○○に委託し本事業を実施することといたしました。

つきましては、○○○○○の調査員が、皆様のお宅を訪問して調査させていただきますので、なにとぞご協力をお願いいたします。

記

年度○○○○管内道路占用物件調査等業務

１．実施期間　　年　　月　～　　年　　月
２．実施区間
３．実施内容　　占用物件の写真撮影　占用物件の測定　戸別説明

年　　月

北海道開発局　　○○開発建設部

担当及び問い合わせ先
○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○　　（電話）

○○開発建設部○○事務所　　（電話）

（ 裏 ）

［道路占用適正化促進事業とは］　　（ 例 ）

本事業は、貴重な都市空間としての道路空間の開放と美化、そして歩行者の交通安全のため、道路上に既に設置されている看板等の物件を適正化することを目的としています。

一般に道路上における物件の設置については、禁止されていますが、店の広告や商品等の宣伝のために道路を使用する場合は、一定の基準の範囲内で許可をしています。

この場合には、政令で定められた道路占用料を支払っていただかなければなりません。

具体的には、下記の要領で適正化していただくことになります。

◎　突き出し看板・装飾ひさし・日除け

1）次の基準に適合するものは、道路管理上特に支障がありませんので、申請によって占用許可を受けていただき、道路占用料をお支払いください。

2）次の基準に適合しないものは、道路管理上支障がありますので、速やかに改善または撤去してください。改善される場合は、1）と同じ手続きをとっていただくことになります。

【許可基準】

物　　件　　名	路面からの設置高	官民境界からの出幅
突き出し看板	(1)2.5m以上の場合	0.5m以下
	(2)4.5m以上の場合	1.5m以下（路面上1.0m以下）
装飾ひさし	2.5m以上	1.5m以下
日よけ（テント）	2.5m以上	2.0m以下
店頭標識	(1)2.5m以上の場合	0.5m以下
	(2)4.5m以上の場合	1.5m以下

◎置き看板・商品突き出し・自動販売機

路面上の私的使用は、通行支障のため占用許可出来ないので、自敷地内へ移動して下さい。

【道路占用料単価】

物件名	単位	札幌市	函館市・小樽市・旭川市・室蘭市・苫小牧市・北広島市・江別市・千歳市・恵庭市	釧路市・帯広市・登別市・伊達市・石狩市・北斗市・七飯町・岩内町・倶知安町	左欄以外の市町村
		単価	単　価	単　価	単　価
突き出し看板	表示面積１㎡につき１年（両面広告の場合）	5,400円（3,780円）	1,900円（1,330円）	900円（630円）	580円（406円）
装飾ひさし 日よけ (テント)	占用面積１㎡につき１年	1,700円	1,200円	1,000円	940円
店頭標識	占用本につき１年	1,300円	960円	820円	750円

様式 1

広 報 資 料 配 布 報 告 書

年度道路占用物件調査等業務において、下記の通り広報資料を配布いたしましたので、報告いたします。

記

広報資料の名称	Ａ．ＰＲ用広報資料「道路占用許可が必要です」 Ｂ．ＰＲ用広報資料「道路は皆さんの財産です」 Ｃ．作業説明用文書「道路占用物件調査のご協力について」
配布した時期 または期間	年　月　日から 年　月　日まで
配布した数量	Ａ．　枚 Ｂ．　枚 Ｃ．　枚
配布した地域	一般国道　号
配布に当たって気のついたこと	

報告年月日　年　月　日

受　託　者

様式 2

道路占用物件等現地調査報告書（件数）

年　月　日

路線名 / 物件名		号	号	号	号	号	号	号	号	計	分類
調査期間		・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・		
1 柱類（ＮＴＴ・北電以外）											A
2 街灯柱											A
3 電柱添架街灯											A
4 バス待合所・バス停											A
5 街頭放送線											A
6 街頭放送スピーカー											A
7 有線放送（ＳＣＡＴ・音楽放送線除く）											A
8 看板（標識含む）	６ｍ未満										A
	６ｍ以上										B
9 自立式看板（土地埋込建植式）	６ｍ未満										A
	６ｍ以上										B
10 立て看板（針金等固定）											C
11 置き看板（可動式）											C
12 ひさし(装飾ひさし・日除け)											A
13 アーケード											B
14 自動販売機											A
15 ワゴン・商品置き場											C
16 公衆電話ボックス（電話台含む）											B
17 ベンチ											C
18 灰皿・ゴミ容器・ゴミ箱											C
19 のぼり											C
20 シャッターボックス											A
21 消火栓											A
22 消火栓標識添架広告											A
23 電柱添加広告											A
24 照明装置											A
25 庭木・立木（上空はみ出しは除く）											A
26 花壇・庭・生垣・畑											A
27 プロパンボックス											A
28 工事用足場											A
29 家屋類											B
30 ガードパイプ・ガードレール											C
31 柵類（フェンス・木・塀等）											A
32 タタキ・縁石類											A
33 管類（パイプ・塩ビ管等）											A
34 トラフ類（Ｕ型側溝等）											A
35 その他											A
計											

様式 2-1

年度　道路占用物件等現地調査報告書・集計表（件数）

年　　月　　日

路線別 / 分類	号	号	号	号	号	号	号	号	備考
調査物件Ａ									高さ６ｍ未満の看板・その他
調査物件Ｂ									高さ６ｍ以上の看板及び家屋
調査物件Ｃ									置き看板等、日常的に設置され 簡易移動可能な物件等
計									

本表は「様式２」の集計である。

占用物件・不法占用物件位置図作成要領

１．１／５００の道路現況台帳図面等を利用すること。

２．各路線ごとに基点側から図面番号を付すこと。

３．台帳図への記入方法

（１）道路現況台帳図面に表示されている沿道家屋の名称、施設の名称、取付道路等について調査確認し、記入の無い箇所は記入し、名称が異なる場合は、正しい名称に修正すること。

（２）台帳図への占用物件の記入方法は、看板類（突出、貼付、自立式等）は、赤色、ひさし（装飾ひさし、雨よけ、ひよけ）は、緑色、自動販売機は、青色、置き看板は、茶色、その他の物件は、黒または適宜な色でその位置を表示すること。

（３）占用物件、不法占用物件毎に次の記号を記入すること。

ア．占用物件　　占

イ．不法占用物件　　不

（４）各物件は、同色の引き出し線で旗上げし、次の記号と物件番号を記入すること。

ア．建物等からの突出、貼り付け看板　　看

イ．自立式看板　　自立

ウ．ひさし　　ひ

エ．自動販売機　　自

オ．置き看板　　置

カ．家屋　　家

キ．その他の物件については、適宜な記号とする。

この内、許可のある物については、記号を○で囲むこと。不法占用物件のうち、日常的に設置され移動可能な物件については、記号を□で囲むこと。

４．本位置図は、物件調査直後の状況を示したもの占用物件・不法占用物件位置図（適正化前）と戸別説明指導を経た最終時点での現地状況を示したもの占用物件・不法占用物件位置図（適正化後）を作成すること。

（１）業務期間中に撤去された物件については、占用物件・不法占用物件位置図（適正化前）の物件記号を×で上書きすること。

（２）業務期間中に許可された物件については、占用物件・不法占用物件位置図（適正化後）の物件記号を○で囲み、蛍光ペンで中塗りすること。

占用物件・不法占用物件位置図例

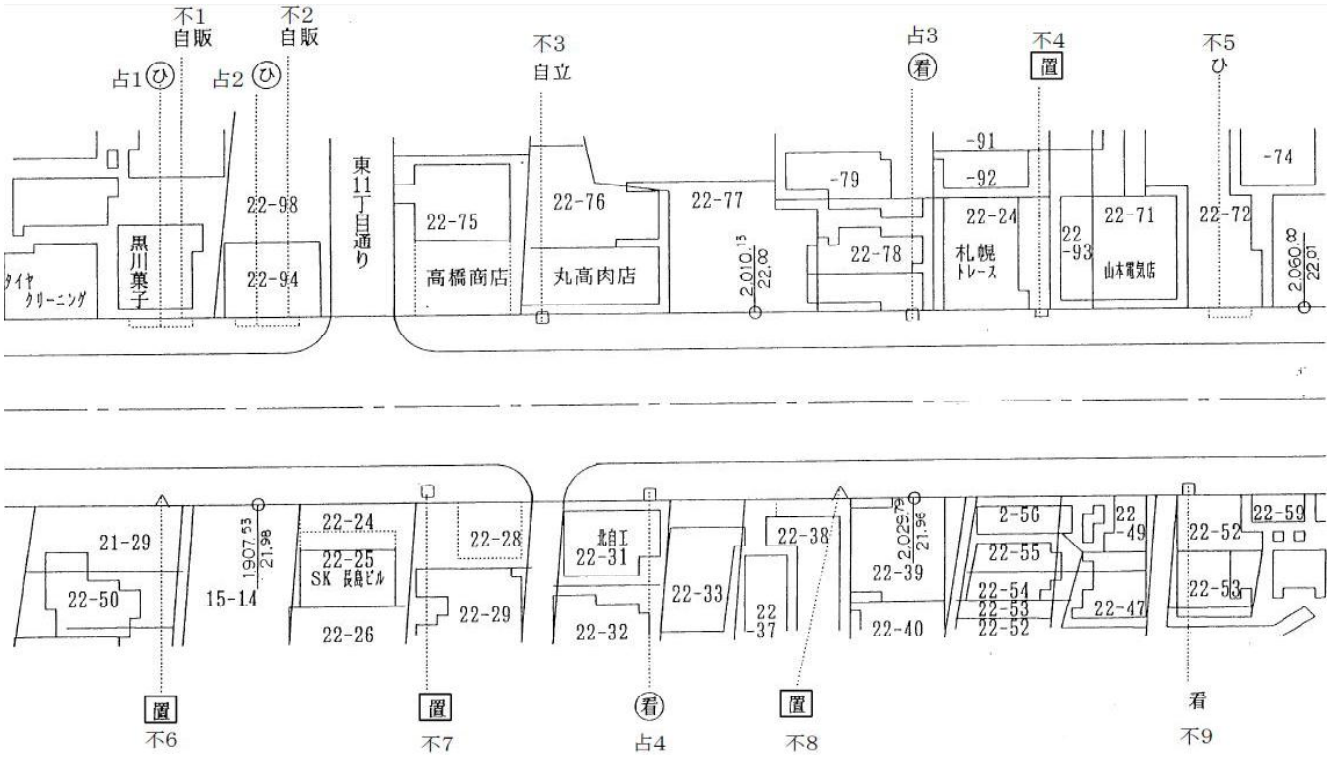

様式 2-2

道路占用物件調査分類表（ 適正化 前 後 ）

路 線 名　一般国道　　号

調 査 区 間

業種別

物件 ＼ 業種別	看板	自立式看板	ひさし	自動販売機	置き看板	消火栓添架広告	家屋類	その他	計
一般飲食店	( )	( )	( )		( )			( )	( )
バー・スナック等	( )	( )	( )		( )			( )	( )
銀行・金融・保険	( )	( )	( )		( )			( )	( )
ガス・石油スタンド	( )	( )	( )		( )			( )	( )
パチンコ・映画・娯楽	( )	( )	( )		( )			( )	( )
理容・美容・クリーニング	( )	( )	( )		( )			( )	( )
ホテル・宿屋	( )	( )	( )		( )			( )	( )
デパート	( )	( )	( )		( )			( )	( )
スーパー・市場	( )	( )	( )		( )			( )	( )
駐車場	( )	( )	( )		( )			( )	( )
自動車販売・修理	( )	( )	( )		( )			( )	( )
自転車販売・修理	( )	( )	( )		( )			( )	( )
衣料・靴・雑貨店	( )	( )	( )		( )			( )	( )
病院・クリニック	( )	( )	( )		( )			( )	( )
薬局・化粧品	( )	( )	( )		( )			( )	( )
書籍・文房具	( )	( )	( )		( )			( )	( )
電気店	( )	( )	( )		( )			( )	( )
新聞販売	( )	( )	( )		( )			( )	( )
その他の企業	( )	( )	( )		( )			( )	( )
官庁・公共機関	( )	( )	( )		( )			( )	( )
一般家屋	( )	( )	( )		( )			( )	( )
	( )	( )	( )		( )			( )	( )
計	( )	( )	( )		( )			( )	( )

注）不法占用物件のみについて記入すること。移動可能な物件は内数を記入すること。

様式３（**住宅以外用**）

占用物件個別台帳

既許可物件

〇〇開発建設部

図面番号		物件番号		調査結果	出幅	下端の高さ	構造	寸法	その他
占用場所	路線名	一般国道　　号			m	m			
	所在地		左 右		適否	適否	適否	適否	適否
占用者	住所			戸別説明・指導・記録	説明年月日	訪問・電話の別	相手方	結果	担当者
	氏名				年月日				
		電話番号			年月日				
占用物件の種類					年月日				
	許可内容				年月日				
許可年月日					年月日				
許可番号		許可整理番号		適正化の記録		申請年月日			
	許可内容	調査結果		許可年月日		許可番号		撤去確認年月日	
占用面積	㎡	㎡							
撤去	要	否		摘要　１．所有者と占用者、使用者の関係 ２．その他（過去の適正化事業においての既測量状況等）					
改善	要	否							
調査年月日	年月日								
写真撮影者									
撮影年月日	年月日								

様式３（**住宅用**）

占 用 物 件 個 別 台 帳

| 既 許 可 物 件 | | |

占用物件個別台帳記入要領

１．図面番号　　占用物件位置図の番号とする。

２．物件番号　　路線毎に一連番号とする。

３．所在地　　物件の所在地とし、物件調査の際の目印となるようその物件が存する箇所の商店名、ビル名等を必ず記入すること。

４．「左右」　　路線の起点から終点の方向に向かって該当する位置に○で囲むこと。

５．占用物件の種類　　次の名称に区分して記入すること。

（１）看板（建物等からの突き出し、はりつけ）

（２）自立式看板（ポール式看板、三角柱、四角柱、広告板等で脚部分を土地に固着しているもの）

（３）ひさし（装飾ひさし、日除け、雨よけ）

（４）自動販売機

（５）置き看板（可動式看板、折りたたみ式、回転式、照明式）

（６）立て看板（針金等で他の工作物に固定しているもの）

（７）家屋等

（８）店頭標識

（９）その他（具体的に）

６．占用許可のあるものについては、許可内容欄に、許可書から、許可年月日、許可番号、占用面積を転記すること。

７．物件測量調査の結果を、次の区分により調査結果欄に記入すること。記入する占用面積については、少数点第２位未満を切り捨てること。

（１）ひさし、自動販売機、置き看板、家屋等、その他は、垂直投影面積とする。

（２）看板、自立式看板は、表示面の面積とする。

８．求積図は、別紙求積図の例によること。

９．その他不明な点は、監督職員の指示に従うこと。

様式３の２

【不法占用物件台帳】

No.

不　法　占　用　物　件　台　帳

一般国道　号	図面番号		対象番号	

物件の種類			地点標	上・下　K		調査年月日	平成　年　月　日	措置経過の記録						
物件の所在地						物件の設置位置	車道・歩道・他	回	年　月　日	内　容			担当	
物件の規模	出幅(横幅)	縦幅(延長)	面　数	占用面積	路面高	許可基準の適・否	適　・　否		年　月　日					
	m	m		㎡	m	(付記)			年　月　日					
物件の所有者	電話　－　－								年　月　日					
									年　月　日					
管理主体者	電話　－　－								年　月　日					
									年　月　日					

位置図	構造図等	現場写真

(備考)

不法占用物件個別台帳記入要領

１．図面番号　　物件位置図の番号とする。

２．物件番号　　路線毎に一連番号とする。

３．所在地　　物件の所在地とし、現地調査の際の目印となるようその物件が存する箇所の商店名、ビル名等を必ず記入すること。

４．「左右」　　路線の起点から終点の方向に向かって該当する位置に○で囲むこと。

５．占用物件の種類　　次の名称に区分して記入すること。

（１）看板（建物等からの突き出し、はりつけ）

（２）自立式看板（ポール式看板、三角柱、四角柱、広告板等で脚部分を土地に固着しているもの）

（３）ひさし（装飾ひさし、日除け、雨よけ）

（４）自動販売機

（５）置き看板（可動式看板、折りたたみ式、回転式、照明式）

（６）立て看板（針金等で他の工作物に固定しているもの）

（７）家屋等

（８）店頭標識

（９）その他（具体的に）

６．物件調査の結果を、様式３の２の各欄に記入すること。記入する占用面積については、少数点第２位未満を切り捨てること。

（１）ひさし、自動販売機、置き看板、家屋等、その他は、垂直投影面積とする。

（２）看板、自立式看板は、表示面の面積とする。

７．求積図は、別紙求積図の例によること。

８．その他不明な点は、監督職員の指示に従うこと。

付図例

形状図・横断図（路線名　一般国道　　番号　　）

平面図

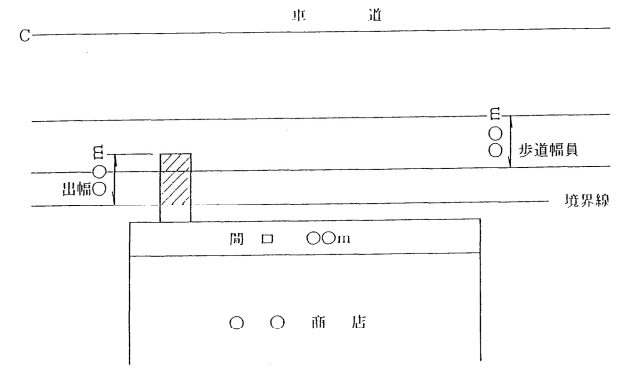

正面図（展開図）

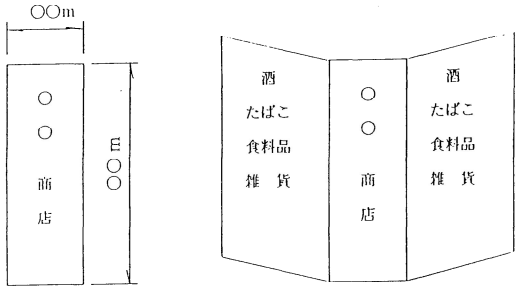

側面図（横断図）

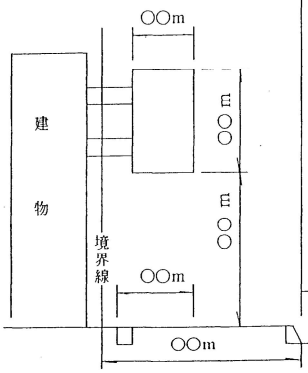

看板が境界線にかかっているときは、境界線からの寸法を記入する。

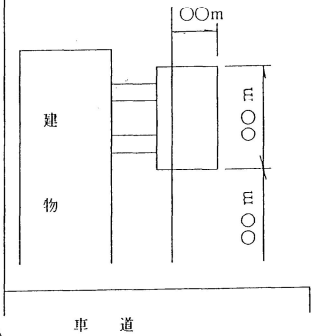

表示（占用）面積

記号	寸法・面積
a	
b	
c	
ア	
イ	
ウ	
面積	計　㎡

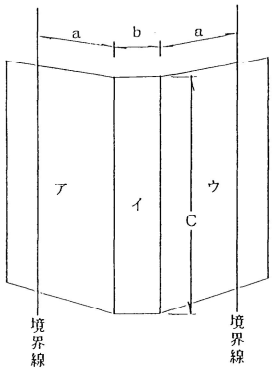

全部道路敷地内のとき

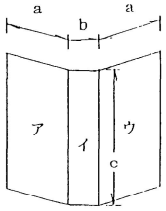

ア＝　a　×　c
イ＝　b　×　c
ウ＝　a　×　c
表示面積＝ア＋イ＋ウ

※（イ）の面積が表示されていないものは、（イ）の面を計算から除く。

付 図 例

形状図・横断図（路線名 一般国道　　番号　　）

平面図

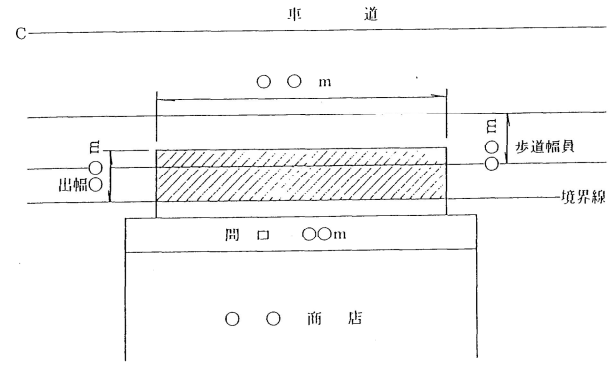

正面図（展開図）

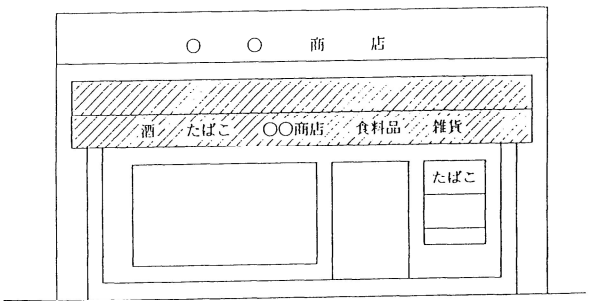

側面図（横断図）

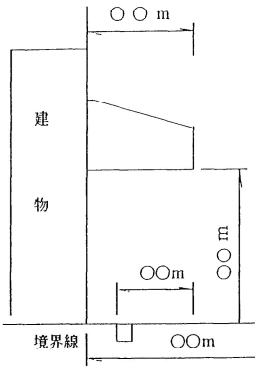

装飾ひさしが境界線にかかっているときは、境界線からの寸法を記入する。

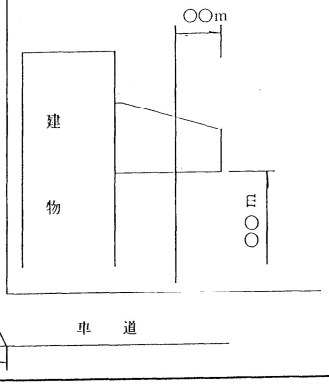

占用面積

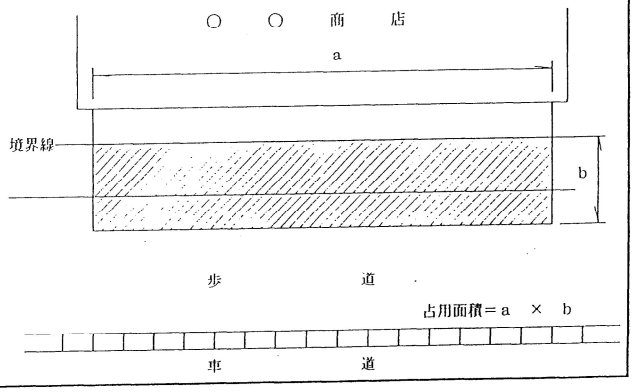

付図例

形状図・横断図（路線名　一般国道　　番号　　）

平面図

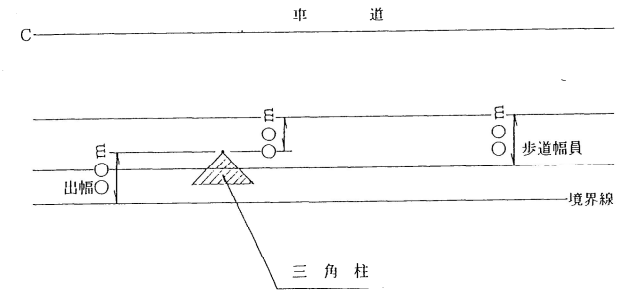

正面図（展開図）

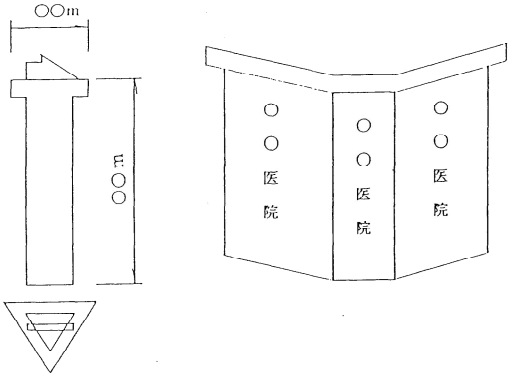

側面図（横断図）

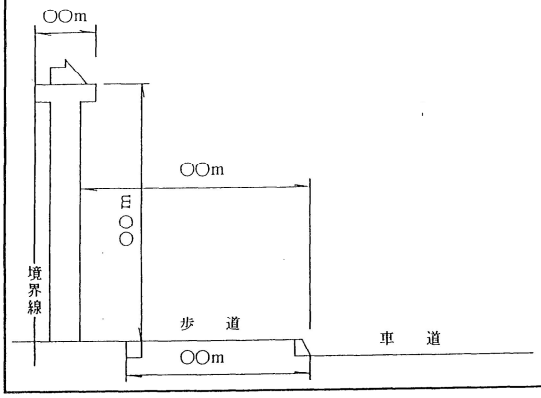

表示（占用）面積

記号	寸法・面積
a	
b	
c	
d	
ア	
イ	
ウ	
面積	計　㎡

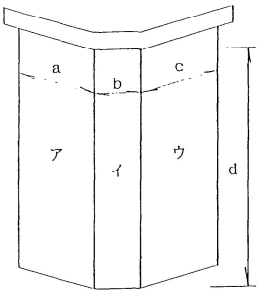

ア＝　a　×　d
イ＝　b　×　d
ウ＝　c　×　d
表示面積＝ア＋イ＋ウ

付図例

形状図・横断図（路線名　一般国道　　番号　　）

平面図

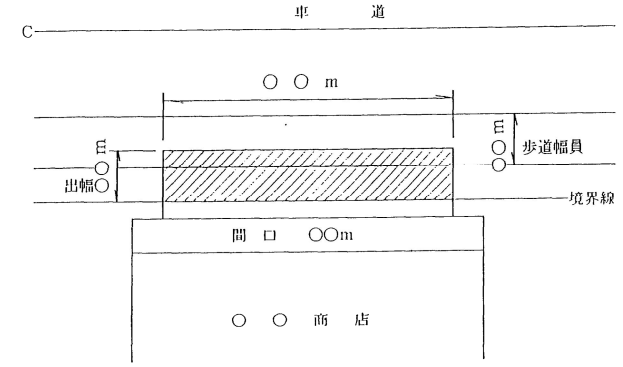

正面図（展開図）

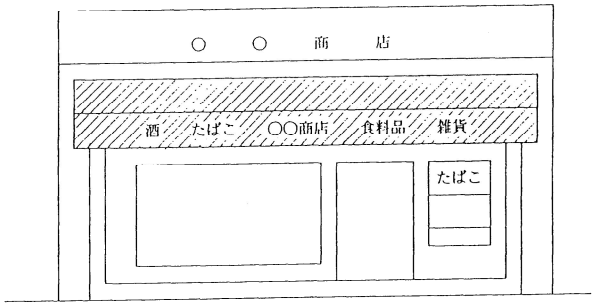

側面図（横断図）

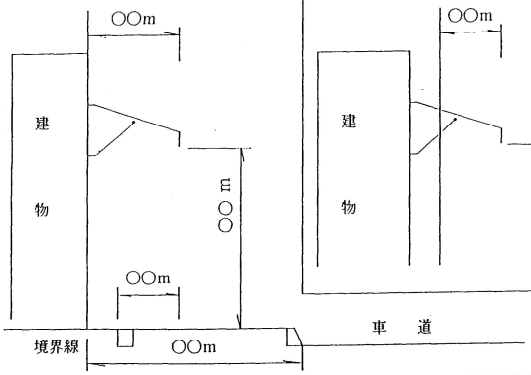

装飾ひさしが境界線にかかっているときは、境界線からの寸法を記入する。

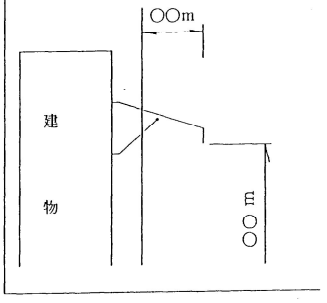

占用面積

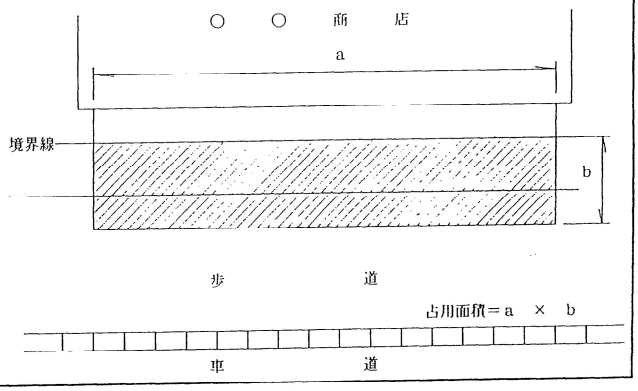

付図例

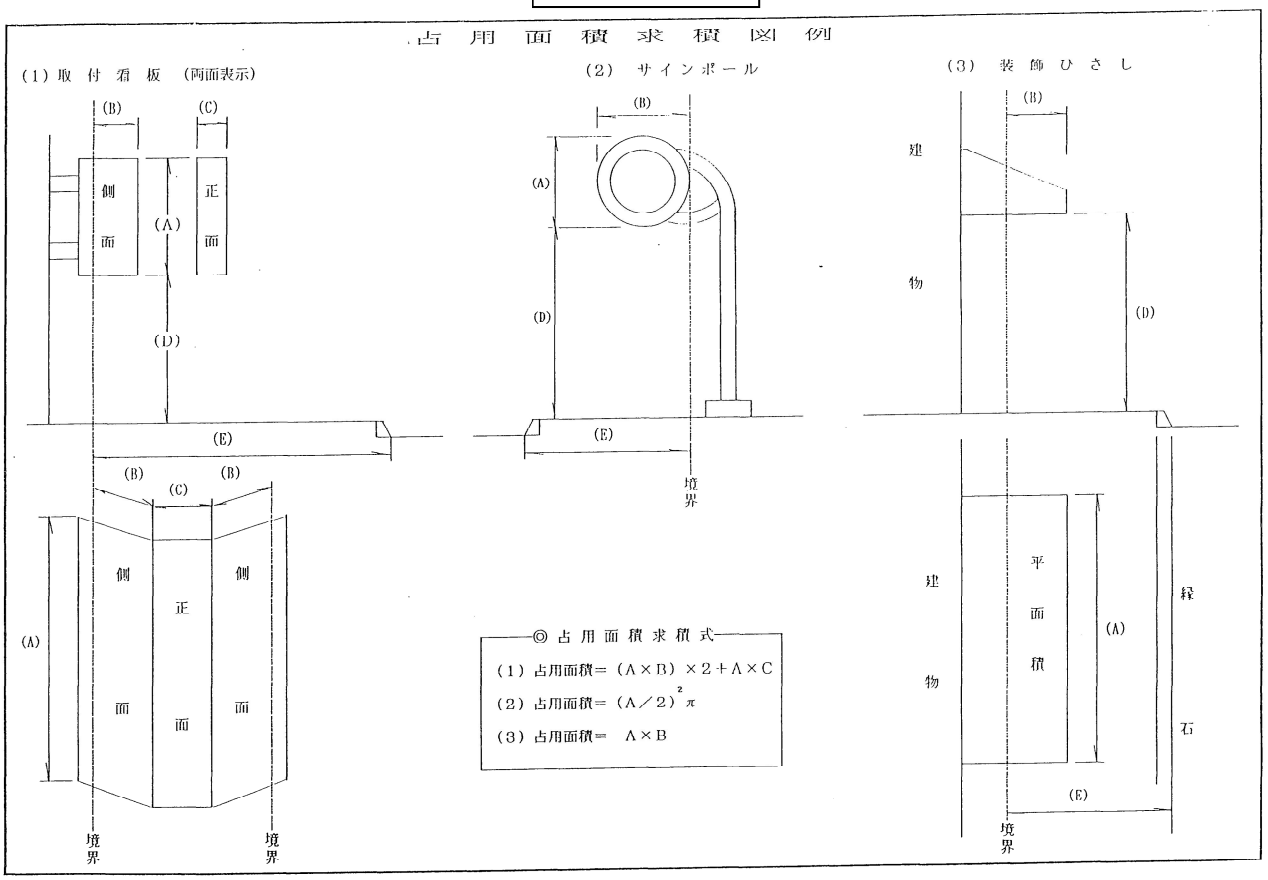
占用面積求積図例
(1) 取付看板 (両面表示)
(B)
(C)
側面
正面
(A)
(D)
(E)
(B)
(C)
(B)
側面
正面
側面
(A)
境界
境界
(2) サインポール
(B)
(A)
(D)
(E)
境界
◎占用面積求積式
(1) 占用面積=(A×B)×2+A×C
(2) 占用面積=(A/2)²π
(3) 占用面積= A×B
(3) 装飾ひさし
(B)
建物
(D)
建物
平面積
(A)
縁石
(E)
境界

付 図 作 成 に つ い て

１．付図は、別図の例による。

２．看板以外の物件で、表示面積の計算を必要としないものは、展開図の記入は、要しない。

３．置き看板、ベンチ、電話台、ゴミ箱等容易に移動できる物件で許可できないものは、付図の占用面積図は、記入を要しない。

４．建物、駐車場等の平面図については、建造物の外、囲障、庭園等付属の占用物件も記入すること。

様式 4

年度　占用物件個別調書

路線名　一般国道　　号

図面番号

No.

物件番号 年度別番号	占用場所 （住所）	占用者 氏名	物件名	表示内容	許可年月日 許可番号 （整理番号）	単価 （円）	許可面積 調査面積（㎡）	占用料額 相当額（円）	是正の方法 適合	要措置	許可可能	要撤去	その他	不法占用 確認年月日 是正年月日 （許可・撤去等）	戸別説明等 回	年月日	備考

占用物件個人別調書記入要領

1．物件番号は、占用物件個別台帳の物件番号とする。

2．占用料単価及び金額については、許可可能な物件について記入し、要撤去のものについては記入しない。

3．「是正の方法」については、許可可能、要数量変更、要撤去等と記入すること。

4．道路占用確認月日は、調査により確認した日とする。

5．是正年月日欄は、許可または撤去と記入のうえ、許可日若しくは廃止届の日付を記入すること。なお、許可の場合は許可番号も併せて記入すること。

6．「戸別説明等年月日」は、戸別説明及び個別指導を行った都度記入すること。

7．許可、撤去が行われた場合は、「適正化年月日」欄にその都度記入すること。

様式４の２

不法占用物件調書

路線名　　号

図面番号

不　法　占　用　物　件　調　書

No.

対象番号	占用場所	占用者氏名	占用物件	占用規模 長さ×出巾(高さ)	表示内容	占用指導 年　月　日	指導種別 申請	指導種別 改善	指導種別 撤去	許可・改善・撤去 年　月　日
						年　月　日				
						年　月　日				
						年　月　日				
						年　月　日				
						年　月　日				
						年　月　日				
						年　月　日				
						年　月　日				
						年　月　日				
						年　月　日				

不法占用物件調書記入要領

１．物件番号は、不法占用物件個別台帳の物件番号とする。

２．表示内容のうち自動販売機については、商品名（アルコール類、清涼飲料水、雑誌、衛生用具等）を記入すること。

３．占用料単価及び金額については、許可可能な物件について記入し、要撤去の物件については記入しない。

４．許可・改善・撤去年月日について、「許可」の場合は年月日、「改善」及び「撤去」の場合は状況の変化を確認した日を記入すること。

　なお、許可の場合は許可番号も併せて記入すること。

５．「戸別説明等年月日」は、戸別説明及び個別指導を行った都度記入すること。

６．許可、撤去が行われた場合は、「適正化年月日」欄にその都度記入すること。

様式 5

調 査 物 件 措 置 分 類 報 告 書

路線別　　一般国道　　号　調 査 区 間　　～

調 査 機 関　自　　年　月　日　至　　年　月　日　報告年月日　　年　月　日

受 託 者

分類 / 物件名	既許可物件数				不法占用物件数			指導除外	調査総件数（当初）
	適合	要措置	廃止済	計	許可可能	要撤去	計		
看板						（ ）	（ ）		
自立式看板						（ ）	（ ）		
ひさし						（ ）	（ ）		
自動販売機									
置き看板						（ ）	（ ）		
消火栓添架広告									
家屋類									
その他						（ ）	（ ）		
調査対象戸数								戸	
戸別説明対象戸数								戸	
計									

調 査 物 件 措 置 分 類 報 告 書 記 入 要 領

1.「適合」とは、既に許可されている内容と現地の調査結果が一致するものをいう。ただし、各寸法において、最大値６ｃｍまでの相違は誤差の範囲とし、特に「要措置」物件として指示された場合を除き、「適合」に含む。

2.「要措置」とは、既許可の内容と現地内容が、「表示内容」、「寸法」、「構造」において相違のある場合をいう。

3.「廃止済」とは、既許可の物件が現地において存在しないものをいう。

4. 取り替えられている物件については、（廃止済１、道路占用１）となる。

5.「許可可能」とは、道路占用物件のうち、許可基準に適合するものをいう。なお、僅かの改善措置により許可基準に適合するものについては、監督職員と協議のうえ、これを含めることができる。

6.「要撤去」とは、道路占用物件のうち、「許可可能」以外のものをいう。

7.「調査対象戸数」とは、既許可物件、道路占用物件を問わず、調査の対象となった占用者数をいう。

8.「戸別説明対象戸数」とは、「適合物件」以外の物件所有者数をいう。

9.「調査対象戸数」と「戸別説明対象戸数」は、調査総件数欄に記入すること。

１０. 不法占用のうち、移動可能な物件については、() で上段に内数を記載すること。

様式 6

年　　月　　日

（氏名）　　殿　（住所）

物件調査結果について

日ごろ、当所の道路管理事業に対して、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。
さて、あなたが所有（管理）する下記の物件はこのたびの道路占用適正化促進事業による物件調査の結果、下表の状態で敷地境界を越えて道路内にあります。
つきましては、道路法に基づく所要の手続き等が必要となりますので、ご案内いたします。

路線名	一般国道　　号		写真
占用場所			
物件番号			
物件名			
許可有無	有　　無		
	許可基準	調査結果	
占用面積		㎡	
出幅		m	
下端高さ		m	
寸法			
構造			
その他			
占用料単価		円	
占用料額（年額）		円	

必要とされる取り扱いについて（必要となる案文を記載する。）
新規の道路占用許可申請が必要です。
道路占用許可の変更許可申請が必要です。
道路法上許可できない物件ですので、道路敷地外への撤去が必要です。

上記の手続きについての詳細は下記事務所にお問い合わせ下さい。
（住所）〒
○○開発建設部　○○道路事務所　○○課　○○係
（TEL）
（FAX）
（HPｱﾄﾞﾚｽ）

様式 6-2

年　　月　　日

（氏名）　　殿　（住所）

物件調査結果について（第２回）

日ごろ、当所の道路管理事業に対して、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。
さて、あなたが所有（管理）する下記の物件について、　年　月　日に敷地境界を越えて道路内にあることをお知らせしております。
つきましては、道路法に基づく所要の手続き等が必要となりますので、再度ご案内いたします。

路線名	一般国道　　号		写真
占用場所			
物件番号			
物件名			
許可有無	有　　無		
	許可基準	調査結果	
占用面積		㎡	
出幅		m	
下端高さ		m	
寸法			
構造			
その他			
占用料単価		円	
占用料額（年額）		円	

必要とされる取り扱いについて（必要となる案文を記載する。）
新規の道路占用許可申請が必要です
道路占用許可の変更許可申請が必要です。
道路法上許可できない物件ですので、道路敷地外への撤去が必要です。

上記の手続きについての詳細は下記事務所にお問い合わせ下さい。
（住所）〒
　　○○開発建設部　○○道路事務所　○○課　○○係
（TEL）
（FAX）
（HPｱﾄﾞﾚｽ）

様式 7

道 路 占 用 指 導 書

氏　　名 （屋号）	殿	住　　所	

あなたの所有（管理）する下記の物件は、敷地境界を越えて道路内にありますが調査の結果、許可基準を満たしていると認められますので、道路法に基づく占用申請手続きをして下さい。なお、占用申請手続きをされない場合は、道路法第３２条違反の物件となりますので、速やかに道路敷地外に撤去してください。

指導年月日　　年　　月　　日

北海道開発局　○○○開発建設部

所長

担当　　TeL

路　線　名	一般国道　　号	
占 用 場 所		
物 件 番 号		
物　件　名		
許 可 有 無	有　　無	
	許 可 基 準	調 査 結 果
占 用 面 積		㎡
出　　幅		m
下 端 高 さ		m
寸　　法		
構　　造		
そ　の　他		
占　用　料　単　価	円	
占用料額（年額）	円	

写　　真

様式 8

道 路 占 用 指 導 書

氏　　名 （屋号）	殿	住　　所	

あなたの所有（管理）する下記の物件は、敷地境界を越えて道路内にありますが調査の結果、事情やむを得ないものと認められますので、道路法に基づく占用申請手続きをしてください。なお、占用許可条件等詳細については、当所担当係に相談してください。

指導年月日　　年　　月　　日

北海道開発局　○○開発建設部

所長

担当　　TeL

路　線　名	一般国道　　号		写　真
占 用 場 所			
物 件 番 号			
物　件　名			
許 可 有 無	有　　無		
	許 可 基 準	調 査 結 果	
占 用 面 積		㎡	
出　　幅		m	
下 端 高 さ		m	
寸　　法			
構　　造			
そ の 他			
占 用 料 単 価		円	
占用料額（年額）		円	

注）道路法第３２条の許可を受けないで道路を占用したときは、罰せられることがあります。

様式 9

（氏名）　　殿　（住所）

物件調査結果説明指導書

日ごろ、当所の道路管理事業に対して、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、あなたが許可を受けて道路を占用している下記の物件はこのたびの道路占用適正化促進事業による物件調査の結果、占用許可数量に相違があることが判りましたので、誠にお手数ではありますが、占用許可数量の変更のための申請（変更許可申請）を行って頂きたくお願いいたします。

なお、占用数量の変更に伴い、占用料が変更となる場合もありますのでご了承願います。

平成　　年　　月　　日

北海道開発局　　○○開発建設部

所長

担当　　TEL（　　）　　－

路　線　名　　一般国道　　号

占　用　場　所

占用許可年月日　　年　　月　　日　　許可番号　第　　号

物　件　名	規　格	占用許可数量	今回調査数量
		㎡	㎡

占用料の変更　　（有　・　無）

現　在　　算定数量　　㎡ × 単価　　＝　　円

合　計　　円

変更後　　算定数量　　㎡ × 単価　　＝　　円

合　計　　円

占用料差額　　円

注）「算定数量」とは占用料算定の基礎となる数量であり、占用数量の小数点第２位未満を切り捨てたものです。

様式 10

撤去・改善指導書

氏　　名 （屋号）	殿	住　　所	

あなたの所有（管理）する下記の物件は、敷地境界を越えて道路内にありますが、道路法上許可できない物件です。よって、道路法違反の物件となりますので、速やかに道路敷地外に撤去するか、改善してください。

指導年月日　　年　　月　　日

北海道開発局　○○開発建設部
所長
担当　　TEL
（内線　　）

路　線　名	一般国道　　号	
占用場所		
物件番号		
物　件　名		
許可有無	有　　無	
	許可基準	調査結果
占用面積		㎡
出　　幅		m
下端高さ		m
寸　　法		
構　　造		
そ　の　他		
占用料単価	円	
占用料額（年額）	円	

写　　真

注）道路法第３２条の許可を受けないで道路を占用したときは、罰せられることがあります。道路の維持管理上支障がある場合に、道路法第４４条の２に基づき撤去することがあります。

様式 11

戸 別 説 明 記 録 簿

路線名	一般国道　　号	物件名		物件番号	
占用場所				占用者名	

説明及び相手方の意見等					
第　回	説明日時	年　月　日　時　分		方　法	訪問・電話
説明者		相手方		配布資料	

説明要旨	相手方の回答・意見等

第　回	説明日時	年　月　日　時　分		方　法	訪問・電話
説明者		相手方		配布資料	

説明要旨	相手方の回答・意見等

第　回	説明日時	年　月　日　時　分		方　法	訪問・電話
説明者		相手方		配布資料	

説明要旨	相手方の回答・意見等

様式 12

個 別 指 導 記 録 簿

路線名	一般国道　　号	物件名		物件番号	
占用場所				占用者名	

指 導 及 び 相 手 方 の 意 見 等

第　回	指導日時	年　月　日　時　分		方　法	訪問・電話
指導者及び随行者		相手方		配布資料	

指　導　要　旨	相手方の回答・意見等

第　回	指導日時	年　月　日　時　分		方　法	訪問・電話
指導者及び随行者		相手方		配布資料	

指　導　要　旨	相手方の回答・意見等

第　回	指導日時	年　月　日　時　分		方　法	訪問・電話
指導者及び随行者		相手方		配布資料	

指　導　要　旨	相手方の回答・意見等

様式 13

現 地 確 認 報 告 書

年　　月　　日

支出負担行為担当官
○○開発建設部長　　殿

現地確認の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

現地確認日	年　月　日　第　回				
路線名	一般国道　　号　　年度新規分				
現地確認区間					
物件名	前回まで件数	新規増件数	撤去減件数	改善件数	現在数
看板					
自立式看板					
ひさし					
自動販売機					
置き看板					
消火栓添架広告					
家屋等					
その他					
計					

様式 14

年度　道路占用物件調査等業務完了報告書

路線名　　一般国道　　号　　年　月　日

区分／物件名	調査件数								F	適正化件数				適正化未了件数				適正化率(%)
	既許可			不法占用			E	調査総件数	指導対象件数									
	A	B	C			D							G				H	
	適合	要措置	計	許可可能	要撤去	計	その他	(C+D+E)	(B+D)	許可	撤去	その他	計	可能	要撤去	その他	その他	G/F
看板					( )						( )		( )		( )			
自立式看板					( )						( )		( )		( )			
ひさし					( )						( )		( )		( )			
自動販売機																		
置き看板					( )						( )		( )		( )			
消火栓添架広告																		
家屋等																		
その他					( )						( )		( )		( )			
計					( )						( )		( )		( )			

道路占用物件調査等業務完了報告書記入要領

１．調査件数は、第１回調査件数に、第２回及び第３回調査で新たに発見し調査したものを加えた件数とする。

２．既許可は、第１回調査時において、既に許可されている物件の数とし、調査後新たに許可された物件については、適正化件数の許可に計上すること。

３．調査件数の内、「その他」については、調査を行ったが、指導対象から除外された物件を計上すること。

４．適正化物件の「許可」は、変更許可を含む件数を記載する。「撤去」は、廃止届の提出、氏名電話番号の訂正等がなされた物件を計上する。

５．適正化未了の「その他」は、調査を拒否されたもの等特殊なものを記入すること。

６．この報告書は、路線毎及び再調査区間を別葉に作成するほか、総括表を作成すること。

７．不法占用のうち、日常的に設置されている物件については、（）で上段に内数を記載すること。